

ベルゲン市及び周辺自治体に対する規制措置レベルの一部変更、オスロ市独自の感染拡大対策措置の一部緩和（2月12日現在）

- 2月12日、ノルウェー保健介護省はベルゲン市及び周辺自治体の規制措置レベルを一部変更するとのプレスリリースを発出しました。
- 2月11日、オスロ市は市独自の対策措置のうち、高校を「赤」レベルから「黄色」レベルに引き下げる等とのプレスリリースを発出しました。

1 2月12日、ノルウェー保健介護省はベルゲン市及び周辺自治体の規制措置レベルを一部変更するとのプレスリリースを発出しました【当館注：オスロ市及び周辺自治体は変更ありません。】。その概要は以下のとおりです。

（1）下記（2）の規制は2月15日から同22日まで適用される。同19日に再評価が行われる。

（2）各規制措置レベルに該当する自治体名

ア レベルA（特別に高い措置レベル）

適用自治体：ウルヴィーク (Ulvik)

イ レベルB（高い措置レベル）

適用自治体：アイドフィヨルド (Eidfjord)、ヴォス (Voss)

ウ レベルC（適度に高い措置レベル）

適用自治体：ベルゲン (Bergen)、クヴァム (Kvam)

エ レベルD（若干高い措置レベル）

適用自治体：アルヴェル (Alver)、アスコイ (Askoy)、アウストルヘイム

(Austrheim)、ビョルナフィヨルデン (Bjornafjorden)、オステロイ (Osteroy)、サムナンゲル (Samnanger)、ウッレンスヴァング (Ullensvang)、ヴァクスダル (Vaksdal)、オイガルデン (Oygarden)

【当館注】

2月10日付当館領事メール「オスロ市、ベルゲン市及び周辺自治体に対する新たな規制措置レベルの導入」にてお知らせした自治体からの規制措置レベルの変更等は以下のとおりです。

（ア）レベルAである3自治体のうち、ウルヴィーク (Ulvik)はレベルAを継続、ベルゲン (Bergen)、クヴァム (Kvam)はレベルCに変更。

（イ）レベルBである10自治体のうち、アイドフィヨルド (Eidfjord)、ヴォス (Voss)はレベルBを継続、残る8自治体はレベルDに変更。

(ウ) 2月10日時点では対象外であったアウストル Heim (Austrheim) がレベルDに新たに適用。

(エ) なお、オスロ市及び周辺自治体に対する規則措置レベルは、2月9日付ノルウェー保健介護省プレスリリースでは、2月11日から同17日まで適用されることとなっています。

(3) 「レベルA」から「レベルD」の具体的な規制措置や推奨措置の概要を含め詳しくは、以下の2月12日付ノルウェー保健介護省プレスリリースをご参照ください。

<https://www.regjeringen.no/no/aktuelt/justeringer-av-tiltak-i-vestlandskommunene/id2834618/>

また、レベルAからレベルDまでの規制措置の主な違いについては、以下の2月10日付当館領事メールの2.をご参照ください。

<https://www.no.emb-japan.go.jp/files/100147781.pdf>

2 2月11日、オスロ市は市独自の新型コロナウイルス感染拡大対策措置の一部緩和を決定したとのプレスリリースを发出しました。その概要は以下のとおりです。

(1) 2月15日より、高校は「赤」レベルから「黄色」レベルに引き下げられる。高校が「黄色」レベルになるのは昨年11月10日以来となる。

【当館注】

ノルウェー公衆保健研究所 (FHI) は教育機関 (幼稚園、小学校、中学校及び高校) での感染状況を3段階 (緑、黄色、赤) に分け、取るべき対策措置を以下のとおり提示しています。

- ・ 緑の場合：握手及びハグ等の身体的接触の禁止等
- ・ 黄色の場合：大人数での密集した集会の禁止及び授業時間及び休み時間中の距離の確保等
- ・ 赤の場合：小規模クラスの導入、時間差登校の検討及び移動教室の禁止等が主要な対策措置

(2) 同時に、高校生及びそれに準ずる若年者に対し、20人の人数制限を設けた上で、余暇クラブ活動を再開する。余暇クラブ活動に際し、中学生以下は引き続き人数制限は設けられない。

(3) 詳しくは、以下の2月11日付オスロ市プレスリリースをご参照ください。

<https://www.oslo.kommune.no/politikk/byradet/pressemeldinger/11-februar-videregaende-skoler-i-oslo-gar-til-gult-niva>

3 全ての自治体は、地域の感染状況に基づいて厳格な推奨措置と規制措置を導入することができるかとされています。

つきましては、在留邦人の皆様におかれましては、居住地を管轄する自治体の最新の推奨措置や規制措置に係わる情報を確認されることをお勧めいたします。

【問い合わせ先】

在ノルウェー日本国大使館 領事班

電 話： (+47) 2201-2900

メール： ryouji@os.mofa.go.jp

※邦人の方が新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合には、当館までご一報願います。

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信停止をご希望の方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

URL： <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「在留届」を提出した方で帰国、第三国に転居した方は、以下の URL で帰国又は転出届を提出してください。

URL： <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>